

2018年6月8日

「健康増進法の一部を改正する法律案」

趣旨説明質疑

立憲民主党・市民クラブ 吉田統彦

立憲民主党の吉田統彦です。私はただいま議題となりました、健康増進法の一部を改正する法律案につきまして、立憲民主党・市民クラブを代表して質問いたします。

冒頭、一言申し上げます。

いったい、あの財務省の調査報告は何ですか。肝心なところはすっぱりと抜け落ち、大臣も官邸も全く知らなかったなどと、こんなことを誰が信じるのですか。あれこれ言うまでもなく、財務省の信用はもはや地に落ちた感があります。そんな中でも未だに放言を繰り返す麻生財務大臣、その麻生大臣に寄りかかる安倍総理。もはや二人揃ってお辞めいただく以外に道はありません。こんな体たらくの政権が、この期に及んでカジノ導入を強行とは、呆れて物も言えません。日本を、改ざん天国、ギャンブル天国にしたいのですか。

右向け右を繰り返し、官邸のご意向を伺うだけの政治家は、立法府には不要です。こういう時だからこそ、立法府としての矜持を見せようではありませんか。このことを与党の皆さんに強くお訴えし、質問に入ります。

加藤大臣は、大臣所信で、望まない受動喫煙のない社会の実現に向けて、子供や患者等に特に配慮しつつ、施設の類型や場所ごとに禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、喫煙場所にはその旨の掲示を義務づけることなどを内容とする法案を今国会に提出する、と仰いましたが、本法案に関する受動喫煙防止は、屋内の受動喫煙の防止を基本としたものとなっています。また、屋外の受動喫煙の防止は自治体ごとの条例の方が進んでおり、約1割程度の自治体で、屋外の受動喫煙防止等のために路上喫煙を禁止する条例などが制定され、また、東京都では子供を受動喫煙から守る条例が制定されています。

子供に対して、歩きたばこによるけがなどを防止する観点から、受動喫煙等は、屋内ルールのみならず屋外ルールも考えるべきと考えます。もちろん、愛煙家の立場を鑑みれば、屋内もだめ、屋外もだめということになりかねませんので、各自治体の条例との兼ね合いも含めた屋外における分煙と、望まない受動喫煙や子供のたばこによるけがを防止するような屋外ルールの確立についての政府の見解をおうかがいします。

あわせて、2020年にオリンピックは日本で開催されます。車の窓を開放して喫煙し、車外に灰を捨てたり、吸い殻をポイ捨てするドライバーを散見しますが、車からの灰や吸い殻のポイ捨てはマナー違反ですし、オリンピックに向けてやめさせるべきです。公道をゴミ箱とすることはあり得ず、こういったマナー違反は優良な喫煙者の肩身も狭くします。道交法も含めて厳罰にすべきと考えますが如何でしょうか？併せて、タバコを吸いながら運転することに関して、しばしば片手運転になることや、心身への影響を含めて、その是非に関しても政府のお考えをうかがいます。この2点に関して、見解をお聞かせください。

次に、本法案では、病院や行政機関の庁舎などの第一種施設は敷地内禁煙とされていますが、国会は第一種施設となっておりません。第一種施設に受動喫煙防止対策を推進していく立場の「国会」を含めなかった理由をお伺いします。また、第一種施設については、「厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所」と定義されている特定屋外喫煙場所で喫煙が可能となっています。特定屋外喫煙場所とは、具体的にどのような場所を想定しているのでしょうか？さらに、昨年3月公表の「基本的な考え方の案」では敷地内禁煙の例外は認められていませんでしたが、今回、特定屋外喫煙場所での喫煙を認めた理由もお伺いします。

次に、緩和ケア病棟や精神科病棟において、現在病院の施設内で喫煙が行われているケースはあるのでしょうか？緩和ケアの関係団体からは緩和ケアを受けている患者の喫煙習慣に配慮し病院を「喫煙専用室設置可の原則屋内禁煙」としてほしいとの要望が出されたことと伺っていますが、本法案により、病棟内での喫煙は例外なく認められなくなるという理解でよろしいでしょうか？

次に、飲食店のテラス席、屋根のない球場など、当該場所を屋内と判断するか、屋外と判断するか難しいケースがありますが、そうした場所の具体的な扱いについての政府の対応をお伺いします。

次に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会やラグビーワールドカップの開催に当たり、多くの外国人の方が来日することが見込まれますが、喫煙専用室等の標識については、そうした外国人の方にも分かるようなものとすることを省令に書き込むのか、政府の見解をお伺いします。また、法案では、20

20年のオリンピックに間に合わせることでありますが、法律の施行を来年2019年開催ラグビーのワールドカップに合わせた方が、我が国に来る外国人の方にも日本の受動喫煙対策が進んでいることをアピールできると考えます。本法案では、国際的に対応が遅すぎると考えますが、いかがでしょうか？更に申しますと、1990年代以降、アメリカのカリフォルニア州やニューヨーク州などでは、一般の職場はもちろんレストランやバーも全面禁煙とする動きが始まりました。そしてアイルランドで2004年に世界で初めて国全体を全面禁煙とする法律が施行され、同年のニュージーランド、その後もウルグアイ（2006年）・イギリス（2007年）・香港・トルコ（2009年）、そしてアメリカでも半数以上の州で屋内を全面禁煙とする法律が成立しています。喫煙する利用者の利便性よりも、他の利用者や飲食店等の従業員を受動喫煙から保護する方が重要と考えたからです。2016年時点で55カ国が全面禁煙になっています。国・州によっては、子どもが乗っている自家用車内までもが規制の対象になっています。こうした海外の規制が進んだ国では、段階的に規制を厳しくしていった経緯もあります。＜（時間によって省略）これらの国・州では、法律で公共空間での喫煙を規制しており、違反者への罰金はもちろん違反を容認した施設にも罰金と営業停止処分などの罰則が定められているため、違反する者はいません。

こうした流れの背景のひとつには、やはり国際条約「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の存在があります。受動喫煙については、2007年の第2回締約国会議で「喫煙室や空気清浄機による対策は不適切であり、受動喫煙を防止するためには100%全面禁煙とする必要がある」という方針が示されたからです。>我が国でも本法案の成立後、更に段階的に規制を厳しくしていかつもりはありますか？お伺いします。

次に、加熱式たばこの受動喫煙による健康影響が明らかになるのは、およそ何年後と政府は考えているのでしょうか。コホート研究等でエビデンスが出るには数十年を要する可能性もあります。それまで評価をしないのですか？見解を求めます。現時点で健康に悪影響を与える可能性があるなら、紙巻きたばこと同じ規制をかけるべきとの考え方もあるのではないのでしょうか。施設屋内で喫煙可能な場所について、本法案では、加熱式たばこについては加熱式たばこ専用喫煙室を設ける場合には、喫煙とともに飲食をすることも可能となります。加熱式たばこを吸い、呼気として排出される中には有害物質も含まれます。受動喫煙防止の観点からも大臣の所信表明の趣旨に照らしても、本法案では不十分と考えますが、政府の見解をお伺いします。

次に、本法案では、施設面積から厨房等を除いた客席面積が100㎡以下かつ資本金5000万円以下等の要件を満たした既存の飲食店について、喫煙が引き続き可能となります。多数の者が利用する施設を一律に屋内全面禁煙としなかった理由について、100㎡と5000万円という要件の妥当性も含めてお伺いします。加えて既存の中小規模の飲食店では喫煙を認めることにより、喫煙できる店とそうでない店とで競争条件に差が生まれてフェアとは言い難い状況が発生すると考えますが、政府の見解をお伺いします。また、既存特定飲食提供施設で受動喫煙防止対策を実施していない飲食店は全体の55%と政府は推計していますが、どのように算出したのか、おうかがいします。

次に、一つの施設等に異なる種類の施設等が入っている場合、例えば複合施設に診療所や客席面積が100㎡以上のレストラン等が入っている場合、その施設における受動喫煙防止措置についてはどのように判断するのか、政府の見

解をお伺いします。あわせて未だ多くの国民の理解が得られたとは言い難いIR法、いわゆるカジノ法案ですが、欧米のカジノはギャンブルを楽しみながら、飲食が可能であったり、また同じフロア内にレストランや飲食スペースがありますが、当然カジノ内は原則屋内禁煙となると考えますが、政府に確認致します。

次に、本法案では、施設の管理権限者が喫煙専用室等の標識の掲示義務に違反した場合などには、実際には保健所が指導することになりますが、これまで以上に保健所の業務の負担が増加すると見込まれます。今後、予算措置により、保健所の体制の充実・強化を図ることを検討されるのでしょうか。また喫煙専用室を設置している施設における従業員の受動喫煙の被害を生じさせないため、施設の管理権限者に対し、どのような対応を求めているのか、政府の見解をお伺いします。

最後に、諸外国の中には屋内禁煙とされていても屋外であれば喫煙が可能である国もありますが、我が国においては路上喫煙が禁止されている地域もあります。本法案の内容に加えて各自治体の条例を含めて、喫煙可能な場所について外国人の方にも分かるように示すべきと考えますが、政府の見解をお伺いします。

オリンピック・パラリンピックの開催国として、世界に恥じないトップレベルの受動喫煙防止対策を講ずるべきであることを申し上げまして、私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございます。